

【人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(建設分野))】

訓練施設等設置経費助成 支給申請書 提出書類一覧表

■ 提出期間： 職業訓練施設等設置整備事業が終了した日の翌日から起算して**2ヶ月以内**

■ 提出先： 千葉労働局 または 管轄のハローワーク

※ 千葉労働局に直接提出する場合は下記の住所までお送りください。

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル 5F
千葉労働局 職業安定部 職業対策課 分室
TEL:043-441-5678

事業所名

※ 添付書類は紛失防止のため、A4サイズに統一してください

No.	必 要 書 類	備 考	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(訓練施設等設置経費助成))支給申請書(建作様式第4号)				
2	支給要件確認申立書 (共通要領 様式第1号)				
3	支払方法・受取人住所届 (帳票種別 32850)				
4	都道府県知事あての職業訓練認定申請(計画)書の写し				
5	都道府県知事からの認定通知の写し				
職業訓練施設の新築、増改築、修繕の場合					
	職業訓練施設等設置整備事業報告書(所要費用内訳)(建作様式第4号別紙)				
6	工事請負契約書の写し	工事費用内訳書を含む			
	新築、増改築、修繕に要した総費用の領収書の写し				
	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真ならびに各教室及び各実習場の写真	増改築または修繕の場合は増改築、修繕に係る部分の写真			
職業訓練施設の購入の場合					
	職業訓練施設等設置整備事業報告書(所要費用内訳)(建作様式第4号別紙)				
7	売買契約書の写し				
	購入に要した費用の領収書の写し				
	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真ならびに各教室及び各実習場の写真				
職業訓練設備の購入、賃借の場合					
	職業訓練施設等設置整備事業報告書(所要費用内訳)(建作様式第4号別紙)				
13	所要費用の領収書の写し				
14	その他管轄労働局長が必要と認める書類				
受付年月日 年 月 日			書類確認者	HW	局

【 注意事項 】

- 各様式裏面の注意事項もご確認ください。
- 支給要件の確認のため、現地での確認や聞き取り、必要書類の提出を求められることがあります。
- 添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、実際に使用者が事業場ごとに調整し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものを提出してください。
- 助成対象となった職業訓練施設などについて、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)を準用して算出した年数を経過する日までの間(設備の賃借の場合は助成対象となる期間)は、用途の変更をしないでください。(違反した場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。)
- 1年(賃借の場合は6ヶ月)ごとに職業訓練施設等使用状況報告書(建作別様式第3号)により報告することが支給条件となります。